

京都府公立大学法人会計規則第 32 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 2 年 3 月 5 日

京都府公立大学法人
理事長 金田 章裕

1 入札に付する事項

(1) 名称及び予定数量

ア 名 称 京都府立医科大学附属北部医療センター
電子カルテ用トナーカートリッジ調達業務
イ 予定数量 入札説明書及び仕様書のとおり

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

京都府立医科大学附属北部医療センター

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒629-2261 京都府与謝郡与謝野町字男山 481

京都府立医科大学附属北部医療センター

事務部経営企画課

電話番号 (0772) 46-3371 (代)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 期間 令和 2 年 3 月 5 日（木）から令和 2 年 3 月 16 日（月）まで
(日曜日及び土曜日を除く。) とする。

イ 時間 午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当していない者であること。

ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日(一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限の属する年の 1 月 1 日をいう。以下同じ。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 5 で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）又は一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に故意に虚偽の事実を記載した者

(2) 5 で定める確認申請書の提出期間の終了日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 当該調達業務と同等程度の納入実績を有する者であること。

5 入札参加資格者の確認手続き

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び確認資料を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)と同じとする。

(2) 提出場所

2の(1)と同じとする。

(3) 提出方法

持参による。

(4) 添付書類

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和58年京都府告示第375号)に定める競争入札参加資格者の資格を得ている者は、当該資格審査結果通知書(以下、「京都府入札参加資格確認通知書」という。)の写しを提出することにより、アからオに掲げる資料の添付を省略することができる。

ア 法人にあっては商業登記簿謄本及び定款の写し、個人にあってはその者の成年後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税義務者にあっては府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 法人にあっては審査基準日の直前2営業年度に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書)、個人にあっては審査基準日の直前の事業年度に係る所得税の確定申告書の写し

オ 営業経歴書

カ 営業実績調書

キ 権限を営業所長等に委任する場合にはその委任状

(5) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

4について参加資格を有すると認定された者は、令和2年度京都府立医科大学附属北部医療センター電子カルテ用トナーカートリッジ調達業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格確認結果の通知

資格審査の結果は申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和3年3月31日までとする。ただし、資格確認の申請にあたり5(4)により、京都府入札参加資格確認通知書の写しを提出し、同号アからオに掲げる資料の添付を省略した場合においては、参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和3年3月31日又は当該京都府入札参加資格確認通知書に記載された有効期間の終了する日のいずれか早い日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、当該各号に掲げる者（3及び4の(1)に該当する者及び承継の際に京都府の指名競争入札について指名停止されている者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府公立大学法人理事長（以下、「理事長」という）が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

- ア 個人が死亡したときは、その相続人
- イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
- エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他理事長が必要と認める書類を理事長に提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

- ア 契約の履行に当たり、故意に内容、数量等に関して不正の行為をしたとき
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- エ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了をするために必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- オ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき
- カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときには、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

- ア 日時 令和2年3月24日（火）午前11時30分
- イ 場所 京都府与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立医科大学附属北部医療センター内
地域医療センター（本館3階）

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送、電送等による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1本当たりの単価に予定数量を乗じた金額の合計額とし、納品に要する運送費その他一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公立大学法人契約管理要綱第6条の予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件入札に係る落札者の決定は、令和2年度予算が京都府議会及び京都府公立大学法人理事会においての議決を条件とし、令和2年4月1日付けで行うこととする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

免除する。

13 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の100分の5の額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、京都府公立大学法人契約管理要綱第31条第2項に該当する場合は、免除する。

15 その他

(1) この入札の実施については、1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書・仕様書による。

(3) 令和2年度予算が京都府議会及び京都府公立大学法人理事会において議決されない場合は、本件入札は執行しなかったものとする。